

北海道景観形成ビジョンの位置づけ及び見直しに至る経緯

【ビジョンの位置づけ】

景観形成ビジョンは、北海道景観条例第7条に基づき、良好な景観の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本構想として、平成21年3月に策定し、平成20年度～平成29年度を計画期間とし推進してきたもので、平成30年度からの新ビジョンについて、今回、見直しを検討するものです。

～基本構想～

知事は、良好な景観形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、良好な景観形成に関する基本構想を定めなければならない。(北海道景観条例第7条より)

～特定分野別計画～

総合計画が示す政策の基本的な方向に沿って策定、推進する特定分野における政策の方向等を明らかにする計画のこと。(北海道行政基本条例第7条第4項より)

【これまでの経緯】

道はこれまで、「北海道美しい景観のくにづくり条例」を平成13年10月に制定するとともに、条例に基づく、「北海道美しい景観のくにづくり基本計画」を策定し、地域の特色を活かした景観づくりや、広域景観づくりなど、北海道特有の景観づくりを推進してきました。

その後、平成16年に制定された「景観法」に基づく制度を活用し、さらに北海道の景観づくりを進めていくために平成20年4月に、「北海道景観条例」、平成20年6月に「北海道景観計画」、平成21年3月に「北海道景観形成ビジョン」を策定しました。

【平成13年度】

北海道美しい景観のくにづくり条例(H13年10月策定)

北海道美しい景観のくにづくり基本計画(H14～19年度)

目標:「美しい景観のくにづくり」の実現 ○主な内容:地域主体の取組や広域景観づくり、公共事業にかかる景観づくりの推進

地域らしさを大切に
した景観づくり、世代を
超えた道民運動として
の積み重ねなどの理念
の継承

「継承」

【平成16年度】

景観法(H16年6月制定)

- ・「景観」そのものの整備・保全を目的とする、わが国で初めての総合的法律
 - ・国土交通省、農林水産省、環境省の三省による省令公布
- { 法に基づく制度活用するために、
規定を定める }

【平成20年度】

「北海道景観形成ビジョン」(H21年3月策定)

計画期間:平成20年度～平成29年度
めざす姿:「美しい景観のくに、北海道」の実現
主な内容:広域景観づくり、戦略的な活用を図る景観づくり、地域の総合的な質を高める景観づくり、景観づくりを支える人づくりなど

【平成20年度】

「北海道景観条例」(H20年4月策定)

法の施行に関する事項ほか、北海道景観審議会に関する事項や、広域景観に関する制度等を制定

「北海道景観計画」(H20年6月策定)

法に基づく行為規制の具体的内容のほか、法に規定された制度の活用に関する事項を規定

←→
一体的
運用

【平成29年度見直しを検討】

「北海道景観形成ビジョン」

計画期間:平成30年度～平成39年度予定
平成30年3月策定を予定

条例第7条による
基本構想